

九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所において自動販売機の設置による営業を希望する者の公募[公示]

九州地方整備局国営海の中道海浜公園事務所において自動販売機の設置による営業を希望する者を別添公示書のとおり公募します。

平成25年4月26日

九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩

公 示 書

国営海の中道海浜公園事務所において、自動販売機の設置による営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

平成25年 4月26日

九州地方整備局

国営海の中道海浜公園事務所長 篠宮 章浩

1 対 象 者

国営海の中道海浜公園事務所において自動販売機による営業を希望する者

2 対 象 施 設

名 称 国営海の中道海浜公園事務所

所 在 地 福岡市東区大字西戸崎18-25

3 個 別 説 明

営業申請書類等の配布および申請方法ならびに営業施設の概要および営業にあたっての条件についての個別説明を下記のとおり行いますので、あらかじめ来庁日時を下記の問い合わせ先へ連絡のうえ、必ず受けてください。

なお、個別説明を受けなかった者についての申請は受け付けません。

(1) 期 間 平成25年5月13日(月)から5月22日(水)

(2) 時 間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

(3) 場 所 福岡市東区大字西戸崎18-25

国営海の中道海浜公園事務所 総務課

4 申 請 受 付

(1) 受付期限 平成25年6月 5日(水)まで

(2) 受付時間 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

(3) 場 所 福岡市東区大字西戸崎18-25

国営海の中道海浜公園事務所 総務課

5 営 業 業 者 の 決 定 方 法

提案内容および経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を決定します。

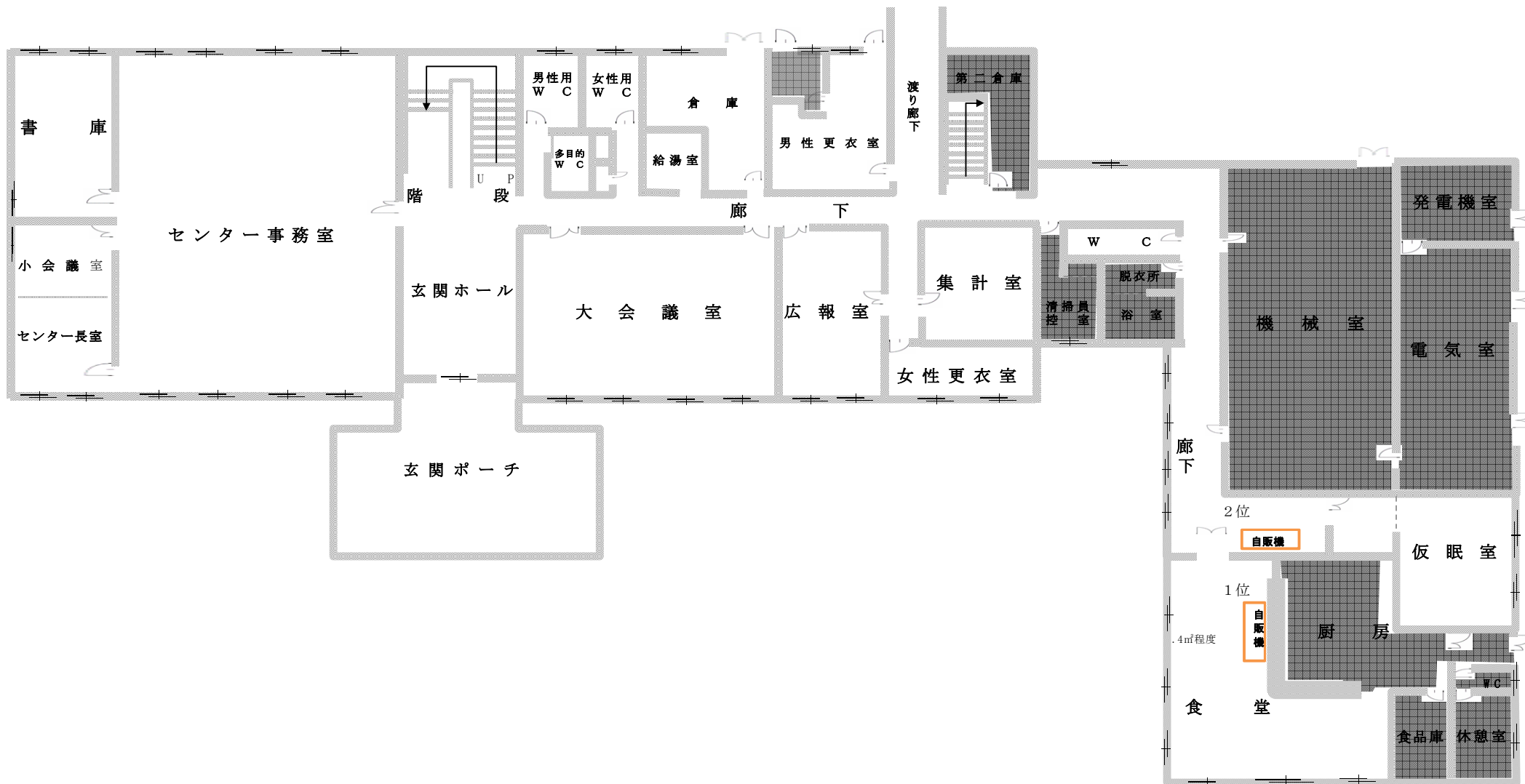
6 問 い 合 わ せ 先

福岡市東区大字西戸崎18-25

国営海の中道海浜公園事務所 総務課(担当:梅田、野見山)

電話(092)603-1111 内線242、212

1 F



申請書および添付書類一覧

	提出書類	提出部数	備考
	国営海の中道海浜公園事務所自動販売機のみ設置営業申請書	1部	様式1
	(添付書類)		
①	会社等概要	1部	様式2
②	過去3年間の社会的信用失墜行為の有無	1部	様式3
③	店舗別営業開始日一覧	1部	様式4
④	過去3年分の保健所からの指導事項および改善措置状況	1部	様式5
⑤	経営規模等調査票	1部	様式6
⑥	過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3）	1部	
⑦	法人の場合→商業登記簿謄本 個人の場合→身分証明書（市町村発行）	1部	
⑧	直近3年分の決算書 法人の場合→貸借対照表、損益計算書、利益処分書 個人の場合→決算等財務状態が確認できる書類	1部	
⑨	提案書（A4版片面10枚以内） 提案書の記載内容は、別紙のとおり * 販売品目および価格設定	1部	別添1

営 業 条 件（自動販売機）

項 目	営 業 条 件
施設の目的	国営海の中道海浜公園事務所の職員および来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生 の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成25年 7月 1日
営業日	毎日とする。
設置台数	飲料水1台を設置予定しているが、別途提案は受け付ける。
機器の管理等	機器は営業者において用意し、管理すること。 商品の補填は営業者においておこなうこと。 機器が転倒しないための必要な安全措置を講ずること。
空き缶等の回収	機器の横にリサイクルボックス（ゴミ箱）を設置し、回収および処分については営業者におい て行うこと。
販売品目	提案を基本とする。
販売価格	提案を基本とする。
契約期間	契約の期間は9ヶ月間とするが、5年に限り更新ができるものとする。
国有財産使用料	国有財産使用料は1㎡あたり年額1.4万円程度を予定しており、別途国有財産法に基づく使用 許可手続をとるものとする。
光熱水料	施設経営に係る光熱水料については営業者において負担する。 また、使用量計測機器（子メーター）および設置費用についても営業者において負担する。
備品類	運営上必要な備品類については、営業者が用意すること。
消耗品類	運営上必要な消耗品については、営業者が用意すること。
衛生管理等	衛生管理および安全管理は、営業者において全責任を負うものとする。
報告事項等	契約書（案）による。
庁舎への出入り等	庁舎管理規程に従うものとする。
その他	施設の営業にあたり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は営業者が行うものとする。 上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

営業条件に係る補足説明事項

① 営業にあたっては食品衛生法等の法令および規則を遵守すること。
② 営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
③ 事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
④ 設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑤ 契約期限は9ヶ月間とし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが 期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑥ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。